

地下浸透関係の書類に関するQ&A集（申請者・届出者向け）

令和7年11月

沖縄県環境部環境整備課

No	質 問	回 答
1	地下浸透放流以外の放流方法が全くない場合とはどのような場合を指すのか。	公共用水域への放流、蒸発散方式ができない場合を指します。なお、ここでいう「公共用水域」とは、水質汚濁防止法第2条第1項の公共用水域と同義であり、河川、湖沼、海域その他公共の用に供される水域、水路（道路側溝を含む）を指します。
2	地下浸透装置とは具体的に何か。	地下浸透装置とは放流水を地下に浸透させる装置を指します。具体的には、放流水が地下浸透装置から溢れない（放流水の流入量が浸透量を上回らない）よう設計された装置であることを地下浸透装置の条件としており、①トレンチ方式（従来規定である建設省告示第5）、②浸透枘方式（新設）、③①及び②と同等以上の浸透能力を有するよう設計された任意の方式（新設）となるような3つのパターンを設定しました。
3	地下浸透装置への浄化槽処理水の流入量は、どのように算定するのか。	流入量は、基本的に浄化槽の処理能力に応じて日平均汚水量（設置届出書や計画書に記載されております）で報告されると思いますが、計算式により流入量が浸透量を上回っていないことが届出者によって示されていれば、日平均汚水量でなくても差し支えございません。
4	浄化槽放流地下浸透確認票にある「2. 浸透能力を示す資料」、「4. 土壌浸透能力を示す資料」とは具体的にどのような資料か。	「2. 浸透能力を示す資料」とは、地下浸透装置の設計書及び図面等を想定しており、「4. 土壌浸透能力を示す資料」とは、土壌浸透試験の結果が記載された報告書等を想定しております。
5	土壌浸透速度の0.042cm/分以上の根拠は何か。	「浄化槽の構造基準・同解説2005年版p276」において、単独処理浄化槽における土壌浸透処理可能な土地の条件として「土壌の浸透速度は過大又は過小でないこと」と示しており、この内、合併処理浄化槽にあっては過少でないことを基準とし、具体的な数値については、三重県で採用されている土壌浸透速度0.042cm/分の基準（他県の要綱でも多く採用されている基準）を採用しました。
6	公共用水域へ放流できない理由の一つに、「河川等の公共用水域がない」とあるが、「等」には「海」も含まれているか。	「公共用水域」については、水質汚濁防止法第2条第1項で定義されており、海域も公共用水域に含まれます。 なお、海域へ放流する際は放流先の管理者にご相談ください。